

## 第25回京都市奨学金等返還事務監理委員会における了解事項について

令和3年12月22日に開催された「第25回京都市奨学金等返還事務監理委員会」において、委員長の選任及び委員長職務代理者の指名後、下記2の事項について報告し、了解された。また、下記3の案件について意見聴取を行い、承認された。

### 1 委員長の選任及び委員長職務代理者の指名について **資料1**

新たな任期（令和3年3月30日～令和5年3月29日）になって初めて開催した委員会であったことから、委員長の選任及び委員長職務代理者の指名を行った。

委員長には、宮川委員（弁護士）が委員の互選により選出された。

また、委員長職務代理者には、木田委員（公認会計士・税理士）が、宮川委員長から指名された。

### 2 報告事項

#### ・奨学金返還事務の取組状況について **資料2**

事務局から**資料2**により報告を行い、了解された。

### 3 意見聴取案件

#### ・特別な事情による猶予に関する個別審査について **審査対象者個票**

本件個別審査は個人のプライバシーに配慮し、非公開で行うこととされた。

第14回監理委員会で承認された「修正C：履行期限後も従前の連絡対象者には手続に応じていただけないが、借受者本人は、連絡対象者が返還手続に応じていない事実を知らなかった場合において、連絡対象者を借受者本人に変更したうえで、借受者本人が従前の連絡対象者の意思とは異なり、返還手続に応じていただけた場合」を猶予事由とする事例として、意見聴取対象となる本件について、事務局から**審査対象者個票**により説明し、特別な事情があるとして猶予することにつき、委員会として承認された。